

保存期間 30年・10年・5年・3年・1年

(文書処理上の記事)

内閣総務官室と協議済み

文書番号	閣情第318号
受付	平成18年9月12日
起案	平成18年9月19日
決裁・供覧	平成18年9月28日
施行	平成18年9月29日
専決番号	別表

内閣情報官 

内閣衛星情報センター所長 

内閣情報調査室次長 

内閣衛星情報センター次長 

総務部主幹 

管理部長 

内閣参事官 

総務課長 

調査官 

内閣事務官 

内閣事務官  

起案者
氏名 
番 

(件名) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく行政文書の開示請求に対する決定通知について (回答)

(伺い)

平成18年9月12日付請求1件について、行政文書の保有する情報の公開に関する法律第9条及び第17条並びに行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第15条第1項の規定に基づき、別紙案のとおり決定し、開示請求者宛て通知してよろしいか伺います。

内閣

平成18年9月19日

総務部

開示請求への対応について

1 経緯

内閣情報調査室に対し、行政文書開示請求（平成18年9月12日受付）がなされた。

2 請求内容

「内閣官房組織令」（昭和32年7月31日政令第219号）第4条の2の規定を実施するために定められた下部法規（訓令・通達等）の全て

3 方針（案）

「内閣衛星情報センター組織規則（平成13年3月29日内閣総理大臣決定）」及び「内閣衛星情報センターにおける事務の運営について（平成14年7月25日内閣情報官指示第31号）」について、全部開示とする。

4 理由

内閣官房組織令（昭和32年政令第219号）第4条の2に基づき制定された「内閣衛星情報センター組織規則（平成13年3月29日内閣総理大臣決定）」及び「内閣衛星情報センターにおける事務の運営について（平成14年7月25日内閣情報官指示第31号）」を特定した上、同規則及び指示中、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条各号に掲げる情報が存在しなかったことから全部開示をするものである。

行政文書開示請求書

内閣情報官 殿

2006年9月11日

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

TEL [REDACTED]
連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1. 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

「内閣官房組織令」(昭和三十二年七月三十一日政令第二百十九号) 第四条の二(内閣衛星情報センター) 規定を実施するために定められた下部法規(訓令・通達等)の全て。* 電子データで存在するものについては電子データでの提供を希望。

2. 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

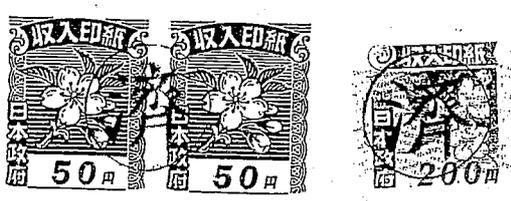
ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を選択又は記載して下さい。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他()

<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)		(受付印) 受付 18.9.12 内閣官房 内閣総務官室
---------------------	--	---

※この欄は記入しないでください

担当課	内閣情報調査室
備考	

請求受付番号：



(案)

閣情第318号

平成18年9月 日

行政文書開示決定通知書

様

内閣情報官

三谷 秀史

平成18年9月12日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- ・内閣衛星情報センター組織規則（平成13年3月29日内閣総理大臣決定）
- ・内閣衛星情報センターにおける事務の運営について（平成14年7月25日内閣情報官指示第31号）

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和47年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(案)

2 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 *同封の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施の方法により、開示の実施を受けられます。

<表1>

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額(算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料(※)
A4判文書 16枚	スキャナにより電子化しFDに複写したものの交付(PDFファイル)	FD1枚につき50円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	210円	0円

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択してください。

日：9月〇日から11月〇日まで(土・日曜、祝日等行政機関の休日を除く。)

時：10:00から17:00まで(昼休みを除く。)

場所：内閣府庁舎1階情報公開窓口 東京都千代田区永田町1-6-1

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込み額)

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定
郵送料(見込み額)：通常郵便物(定型)50gまで90円

* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室(情報公開担当)

TEL 03-5253-2111 内線83406

内閣衛星情報センター組織規則

〔平成13年3月29日〕
〔内閣総理大臣決定〕

改正 平成14年3月27日

同 15年3月31日

同 17年8月30日

第1章 総則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、内閣官房組織令第4条の2に規定する内閣衛星情報センター（以下「センター」という。）の所掌事務に関し、法令に従い能率的にその任務を遂行するに足るセンターの組織を定めるものとする。

(次長)

第2条 センターに、次長1人を置く。

2 次長は、内閣衛星情報センター所長（以下「所長」という。）を助け、センターの事務を整理する。

第2章 内部組織

(部等の設置)

第3条 センターに、次の3部及び総括開発官1人を置く。

管理部

分析部

管制部

(管理部)

第4条 管理部においては、センターに関し次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 センターの所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 職員の人事、厚生及び教養訓練に関すること。
- 三 予算、決算及び会計に関すること。
- 四 行政財産及び物品の管理に関すること。
- 五 公印の保管に関すること。
- 六 公文書類の接受、発送及び保存に関すること。
- 七 広報に関すること。
- 八 センターの所掌事務一般に係る基本的事項の企画に関すること。
- 九 情報収集衛星により得られる画像情報（以下「情報収集衛星画像情報」という。）の収集に係る計画の作成及び運用の管理に関すること（管制部の所掌に属するものを除く。）。
- 十 前号に掲げるもののほか、情報収集衛星に関すること（管制部及び総括開発官の所掌に属するものを除く。）。
- 十一 情報収集衛星以外の人工衛星の利用その他の手段により得られる画像情報（以下「その他の画像情報」という。）の収集に関すること（管制部の所掌に属するものを除く。）。

十二 情報収集衛星画像情報その他の情報の管理に関すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、センターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関する
こと。

(管理部に置く課)

第5条 管理部に、次の3課を置く。

総務課

会計課

運用情報管理課

(総務課)

第6条 総務課においては、センターに関し次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 センターの所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 職員の人事、厚生及び教養訓練に関すること。
- 三 公印の保管に関すること。
- 四 公文書類の接受、発送及び保存に関すること。
- 五 広報に関すること。
- 六 センターの所掌事務一般に係る基本的事項の企画に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、センターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関する
こと。

(会計課)

第7条 会計課においては、センターに関し次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 予算、決算及び会計に関すること。
- 二 行政財産及び物品の管理に関すること。
- 三 施設の管理に関すること。

(運用情報管理課)

第8条 運用情報管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 情報収集衛星画像情報の収集に係る計画の作成及び運用の管理に関すること (管制部の所
掌に属するものを除く。)
- 二 前号に掲げるもののほか、情報収集衛星に関すること (管制部及び総括開発官の所掌に属
するものを除く。)
- 三 その他の画像情報の収集に関すること (管制部の所掌に属するものを除く。)
- 四 情報収集衛星画像情報その他の情報の管理に関すること。

(分析部)

第9条 分析部においては、情報収集衛星画像情報及びその他の画像情報の分析その他の調査に
関する事務をつかさどる (管理部の所掌に属するものを除く。)

(分析部に置く課等)

第10条 分析部に、管理課及び主任分析官5人を置く。

(管理課)

第11条 管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 分析部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 情報収集衛星画像情報及びその他の画像情報の分析その他の調査に関すること (管理部及
び主任分析官の所掌に属するものを除く。)

三 前各号に掲げるもののほか、分析部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。
(主任分析官)

第12条 主任分析官は、命を受けて、情報収集衛星画像情報及びその他の画像情報の分析に関する事務をつかさどる。

(管制部)

第13条 管制部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報収集衛星の制御並びに状態及び軌道の監視(以下「情報収集衛星管制」という。)に関する事。

二 情報収集衛星画像情報の受信に関する事。

三 情報収集衛星画像情報及びその他の画像情報の処理(以下「画像処理」という。)に関する事。

(管制部に置く課)

第14条 管制部に、次の2課を置く。

管制課

画像処理課

(管制課)

第15条 管制課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 管制部の所掌事務に関する総合調整に関する事。

二 情報収集衛星管制に関する事。

三 情報収集衛星画像情報の受信に関する事。

四 前各号に掲げるもののほか、管制部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(画像処理課)

第16条 画像処理課においては、画像処理に関する事務をつかさどる。

(総括開発官)

第17条 総括開発官は、情報収集衛星及びこれに関連する設備の開発に関する事務をつかさどる。

(主任開発官)

第17条の2 センターに、主任開発官3人を置く。

2 主任開発官は、命を受けて、総括開発官のつかさどる職務を助ける。

第3章 副センター及び受信管制局

(副センター及び受信管制局の設置等)

第18条 センターに、副センター並びに北受信管制局及び南受信管制局を置く。

2 副センターは、茨城県行方市に置く。

3 北受信管制局は、北海道苫小牧市に置く。

4 南受信管制局は、鹿児島県阿久根市に置く。

(副センターの所掌事務)

第19条 副センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 副センターにおける庶務に関する事。

二 副センターにおける施設の管理に関する事。

三 副センターの設備を用いた情報収集衛星画像情報その他の情報の管理に関する事。

四 副センターの設備を用いた情報収集衛星との通信に関する事。

五 副センターの設備を用いた情報収集衛星画像情報の処理に関する事。

六 副センターの設備を用いた情報収集衛星画像情報及びその他の画像情報の分析その他の調査に関する事。

(受信管制局の所掌事務)

第19条の2 受信管制局においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 受信管制局における庶務に関する事。
- 二 受信管制局における施設の管理に関する事。
- 三 受信管制局の設備を用いた情報収集衛星との通信に関する事。

第4章 補則

(所掌事務に関する特例措置)

第20条 所長は、特に必要があると認めるときは、臨時に、一の部若しくは総括開発官又は副センター(以下「部等」という。)の所掌に属する事務を他の部等において行わせることができる。

2 部長は、特に必要があると認めるときは、臨時に、一の課又は主任分析官(以下「課等」という。)の所掌に属する事務を他の課等において行わせることができる。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、センターの内部組織に関し必要な細目は、内閣官房長官が定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月27日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年8月30日)

この規則は、平成17年9月2日から施行する。

内閣衛星情報センターにおける事務の運営について

第1章 総則

(総則)

第1条 内閣衛星情報センター（以下「センター」という。）に係る事務を効率的に運営するため、各課に係る事務を区分して処理し、その区分単位を班と称する。ただし、事務を区分して処理することにより効率性が阻害されるなど特別な事情がある課等においてはこの限りではない。

第2章 管理部

(総務課)

第2条 総務課に係る事務については、次の各班において処理する。

██████████ ██████████ ██████████ ██████████ ██████████ ██████████

第3条 ██████████ においては、次の事務を処理する。

- (1) センターの所掌事務に関する総合調整に関すること。
- (2) センターの供用物品の管理に関すること。
- (3) 公印の保管に関すること。
- (4) 公文書類の接受、発送及び保存に関すること。
- (5) 課の所掌事務で他の班の所掌に属しないものに関すること。

第4条 ██████████ においては、次の事務を処理する。

- (1) 職員の任免（非常勤職員を含む。）、分限、懲戒に関すること。
- (2) 職員の定員に関すること。

- (3) 職員の人事に関する事。
- (4) 勤務評定に関する事。
- (5) 旅行命令に関する事。
- (6) 倫理に関する事。
- (7) 栄典及び表彰に関する事。
- (8) 服務（勤務時間等）に関する事。
- (9) 職員の教養及び訓練に関する事。
- (10) 秘書業務に関する事。

第5条 [redacted] においては、次の事務を処理する。

- (1) 国会に関する事。
- (2) 関係省庁との連絡、調整に関する事。
- (3) 外国政府等との連絡、調整に関する事。
- (4) センターの組織に関する事。
- (5) 情報公開に関する事。
- (6) 広報に関する事。
- (7) センターの所掌事務一般に係る基本的事項の企画・立案に関する事。
- (8) センターの所掌事務に係る企画・立案に関する調整に関する事。

第6条 [redacted] においては、秘密保全に関する事務を処理する。

第7条 [redacted] においては、次の事務を処理する。

- (1) 給与事務（手当認定、昇給、勤勉手当、退職手当）に関する事。
- (2) 級別定数に関する事。
- (3) 在職職員調書に関する事。
- (4) 人事統計に関する事。

第8条 [redacted] においては、次の事務を処理する。

- (1) 福利厚生に関すること。
- (2) 共済組合に関すること。
- (3) 勤労者財産形成貯蓄に関すること。
- (4) 宿舎関係事務に関すること。
- (5) 児童手当の認定に関すること。
- (6) 非常勤職員に係る社会保険等の事務に関すること。

(会計課)

第9条 会計課に係る事務については、次の各班において処理する。

[redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted]

第10条 [redacted] においては、次の事務を処理する。

- (1) 予算の総括に関すること。
- (2) 歳出予算（繰越明許費及び国庫債務負担行為を含む。）の見積り及び要求（情報収集衛星システムの開発に係る経費）に関すること。
- (3) 予算の繰越しに関すること。
- (4) 支出負担行為計画及び支払計画の作成に関すること。
- (5) 他の各省各庁の長に委任した経費の事務指導、調整及び決算に関すること。

第11条 [redacted] においては、次の事務を処理する。

- (1) 歳出予算（繰越明許費及び国庫債務負担行為を含む。）の見積り及び要求（情報収集衛星システムの開発に係る経費を除く。）に関すること。
- (2) 前払金、概算払等の支出の特例に関すること。
- (3) 歳出予算の経理に関すること。

- (4) 歳出の決算に関すること。
- (5) 課の所掌事務で他の班の所掌に属しないものに関すること。

第12条 [redacted]においては、次の事務を処理する。

- (1) 支出負担行為（出納班の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 契約担当官等の補助者の指定に関すること。
- (3) 物品の売払い及び貸付けに関すること。
- (4) 物品の管理及び供用に関すること。
- (5) 物品管理簿の登記に関すること。
- (6) 物品供用官の設置、改廃に関すること。
- (7) 物品の検収に関すること。

第13条 [redacted]においては、次の事務を処理する。

- (1) 支出負担行為（光熱水料、電話専用料等の類及び旅費）に関すること。
- (2) 前渡資金に関すること。

第14条 [redacted]においては、次の事務を処理する。

- (1) 国有財産の管理に関すること。
- (2) 庁舎の営繕に関すること。
- (3) 電気、機械等の諸設備の管理（庁舎に係るものに限る。）に関すること。
- (4) 庁舎の管理（警備を含む。）に関すること。

第3章 分析部

（管理課）

第15条 管理課に係る事務については、次の各班において処理する。

[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]

第16条 [redacted]においては、次の事務を処理する。

- (1) 分析部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- (2) 分析部の運用管理に関すること。
- (3) 分析部の業務に係る訓練に関すること。
- (4) 分析部の所掌事務で他の班の所掌に属さないものに関すること。

第17条 [redacted]においては、情報収集衛星画像情報及びその他の画像情報の分析に係る写真処理に関する事務を処理する。

第18条 [redacted]においては、解析判読に係るシステムの管理に関する事務を処理する。

第19条 [redacted]においては、分析に関する技術に係る調査に関する事務を処理する。

(主任分析官)

第20条 主任分析官は、命を受けて、情報収集衛星画像情報及びその他の画像情報の分析に関する事務を処理する。

第4章 管制部

(管制課)

第21条 管制課に係る事務については、次の各班において処理する。

[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、
[redacted]、[redacted]

[redacted]

第22条 [redacted]においては、次の事務を処理する。

- (1) 管制部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- (2) 情報収集衛星の運用計画管理に関すること。
- (3) 管制システムの管理に関すること。
- (4) 管制課の業務に係る訓練に関すること。
- (5) 課の所掌事務で他の班の所掌に属さないものに関すること。

第23条 [redacted]においては、次の事務を処理する。

- (1) 情報収集衛星への指令の送信及び衛星の制御に関すること。
- (2) 情報収集衛星画像情報の受信に関すること。
- (3) 情報収集衛星の状態評価のためのデータの受信に関すること。

第24条 [redacted]においては、次の事務を処理する。

- (1) 情報収集衛星の状態評価のためのデータの管理に関すること。
- (2) 情報収集衛星の運用計画に係る技術的検討に関すること。

第25条 [redacted]においては、次の事務を処理する。

- (1) 撮像計画に基づく衛星に対する指令の作成に関すること。
- (2) 情報収集衛星の維持運用計画の作成に関すること。

第26条 [redacted]においては、次の事務を処理する。

- (1) 副センター及び受信管制局の運用計画に関すること。
- (2) 追跡管制支援設備の運用計画に関すること。

第27条 [redacted]においては、次の事務を処理する。

第32条 総括開発官に係る事務については、次の各担当主任開発官において処理する。

企画調整担当、衛星系開発担当、地上系開発担当

(企画調整担当)

第33条 主任開発官（企画調整担当）においては、次の事務を処理する。

- (1) 情報収集衛星及びこれに関連する設備（以下、「情報収集衛星システム」という。）の開発計画に関すること。
- (2) 情報収集衛星システムの開発に係る各種委員会に関すること。
- (3) 情報収集衛星システムの開発に係る調査に関すること（他の主任開発官の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 総括開発官の所掌事務で他の主任開発官の所掌に属さないものに関すること。

(衛星系開発担当)

第34条 主任開発官（衛星系開発担当）においては、次の事務を処理する。

- (1) 情報収集衛星システムの開発に関する事務のうち、衛星系に関すること。
- (2) 情報収集衛星システムの開発に関する事務のうち、衛星系に係る調査に関すること。
- (3) 情報収集衛星システムの開発に関する事務のうち、衛星系に係る部品、コンポーネント等の調達に関すること。

(地上系開発担当)

第35条 主任開発官（地上系開発担当）においては、次の事務を処理する。

- (1) 情報収集衛星システムの開発に関する事務のうち、地上系に関すること。
- (2) 情報収集衛星システムの開発に関する事務のうち、地上系に係る調査に関すること。

- (3) 情報収集衛星システムの開発に関する事務のうち、地上系に係る部品、コンポーネント等の調達に関すること。

第6章 副センター及び受信管制局

(副センター)

第36条 副センターに係る事務については、次の各班において処理する。

[REDACTED]

第37条 [REDACTED]においては、副センターの次の事務を処理する。

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 会計に関すること。
- (3) 電気、機械等の諸設備の管理（庁舎に係るものに限る。）に関すること。
- (4) 庁舎の管理（警備を含む。）に関すること。
- (5) 副センターの所掌事務で他の班の所掌に属さないものに関すること。

第38条 [REDACTED]においては、副センターの情報収集衛星画像情報の運用の管理に関する事務を処理する。

第39条 [REDACTED]においては、副センターの次の事務を処理する。

- (1) 情報収集衛星画像情報の管理に関すること。
- (2) ネットワークの管理に関すること。

第40条 [redacted]においては、副センターの次の事務を処理する。

- (1) 情報収集衛星への指令の送信に関する事。
- (2) 情報収集衛星画像情報の受信に関する事。
- (3) 情報収集衛星の状態評価のためのデータの受信に関する事。
- (4) 管制システムの管理に関する事。

[redacted]

第41条 [redacted]においては、副センターの次の事務を処理する。

- (1) 情報収集衛星画像情報及びその他の衛星画像の処理に関する事。
- (2) 情報収集衛星画像情報処理データの作成のための校正に関する事。
- (3) 画像処理設備の管理に関する事。

[redacted]

第42条 [redacted]においては、副センターの次の事務を処理する。

- (1) 情報収集衛星画像情報の処理データの検査評価に関する事。
- (2) 情報収集衛星画像情報の処理データの性能の検証に関する事。
- (3) 検査評価設備の管理に関する事。

[redacted]

第43条 [redacted]においては、副センターの次の事務を処理する。

- (1) 情報収集衛星画像情報及びその他の画像情報の分析に関する事。
- (2) 解析判読に係るシステムの管理に関する事。
- (3) 分析に関する技術に係る調査に関する事。

(北受信管制局)

第44条 北受信管制局（以下「北局」という。）に係る事務については、次の各班において処理する。

[redacted] [redacted] [redacted]

[redacted]

第45条 [redacted]においては、北局の次の事務を処理する。

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 会計に関すること。
- (3) 電気、機械等の諸設備の管理（庁舎に係るものに限る。）に関すること。
- (4) 庁舎の管理（警備を含む。）に関すること。
- (5) 北局の所掌事務で他の班の所掌に属さないものに関すること。

第46条 [redacted]においては、北局の情報収集衛星画像情報の運用の管理に関する事務を処理する。

第47条 [redacted]においては、北局の次の事務を処理する。

- (1) 情報収集衛星への指令の送信に関すること。
- (2) 情報収集衛星画像情報の受信に関すること。
- (3) 情報収集衛星の状態評価のためのデータの受信に関すること。
- (4) 管制システムの管理に関すること。

(南受信管制局)

第48条 南受信管制局（以下「南局」という。）に係る事務については、次の各班において処理する。

第49条 [redacted]においては、南局の次の事務を処理する。

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 会計に関すること。
- (3) 電気、機械等の諸設備の管理（庁舎に係るものに限る。）に関すること。

- (4) 庁舎の管理（警備を含む。）に関する事。
- (5) 南局の所掌事務で他の班の所掌に属さないものに関する事。

第50条 [redacted] においては、南局の情報収集衛星画像情報の運用の管理に関する事務を処理する。

第51条 [redacted] においては、南局の次の事務を処理する。

- (1) 情報収集衛星への指令の送信に関する事。
- (2) 情報収集衛星画像情報の受信に関する事。
- (3) 情報収集衛星の状態評価のためのデータの受信に関する事。
- (4) 管制システムの管理に関する事。

第7章 附則

(廃止)

第52条 内閣情報官指示第19号は廃止する。

(実施)

第53条 この内閣情報官指示は、平成14年7月25日より実施する。

行政文書の開示の実施方法等申出書

内閣情報官 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号



行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 行政文書開示決定通知書の番号等

* 日付 平成18年9月29日
文書番号 閣情第318号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

* 行政文書の名称	種類・量	実施の方法	
		①	②
内閣衛星情報センター組織規則及び内閣衛星情報センターにおける事務の運営について	A4版文書 16枚	① 写しの交付	① 全部 ② 一部 ()
		② 写しの送付	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

4 「写しの送付」の希望の有無 [有 : 同封する郵便切手の額 円]
無

開示実施手数料 _____ 円	ここに収入印紙をはってください。	(受付印)
--------------------	------------------	-------

* 担当課等